

# 固定資産税の大幅かつ継続的な減税を求める意見書

都心千代田区における地価は下落しているとはいえ、全国一高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。

平成6年度に評価額が地価公示価格の7割に引き上げられたことから地価動向とは反対に税額が毎年増加する現象も生じるなど、区民の過重な税負担はますます顕著となりました。

固定資産税については、3年ごとに評価替えが行われておりますが、東京都税制調査会の答申にも指摘があったように、地価の下落に見合った形での負担の軽減はなされておらず、適切な負担水準から大きく乖離したものとなっています。

このように過重な税負担が続く中、安心して生活し、仕事を続け、子どもたちに未来を託したいと願う区民の減税を求める声には切実なものがあります。また、本区の最重要課題である定住人口の回復を図るためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっています。

このような中、平成14年度には東京都知事の英断により「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」の2割減免が措置され、区民の税負担が軽減されました。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、都心区における生活者の実態を踏まえ、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免及び「小規模住宅用地に係る都市計画税」軽減措置を継続するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成15年7月8日

千代田区議会議長

東京都知事 宛